

入 札 公 告

(総合評価落札方式(簡易Ⅱ事後確認型)入札後審査型・個別事項)

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札(入札後審査型)を行うので公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告(総合評価落札方式(簡易型Ⅱ事後確認型)入札後審査型・共通事項)(以下「共通事項」という。)により行うものとする。

この入札は、静岡県電子入札システムにより執行する。

- 1-1 公告日 平成30年7月27日(金)
- 1-2 入札執行者 静岡県道路公社 理事長 矢野 弘典
- 1-3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関(以下「契約条項を示す場所」という。)
〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル10階
静岡県道路公社総務部総務課 電話 054-254-3421
E-mail : siz-road@po3.across.or.jp

1-4 工事内容等

入札番号	第8号
工事名	平成30年度 伊豆スカイライン舗装修繕工事(その2)
工事場所	伊東市宇佐美～伊豆市下白岩 地内
工事概要等	3箇所(16.5km～16.65km 17.7km～18.0km 18.1km～18.5km) 施工延長 L=849m 路面切削工 A=6,420㎡ 表層工 A=6,420㎡ 区画線工 N=1式
工期	120日間限り
使用する主要な資機材	—
落札方式	本工事は、企業及び配置予定技術者の技術力等と入札価格を総合的に勘案して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型Ⅱ)の施工工事である。
総合評価落札方式採用の理由	本工事は、技術的な工夫の余地が小さいが、施工の確実性を確保することが重要であるため、総合評価落札方式(簡易型Ⅱ)を適用する。

1-5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
(1) 静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	ほ装工事にかかる認定を受けたもの。
(2) 許可の種類	ほ装工事業に係る特定建設業又は一般建設業の許可を受けたもの。
(3) 経営事項審査の総合評定値	条件としない
(4) 入札参加資格条件における営業所の所在地	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所が静岡県の沼津土木事務所、下田土木事務所又は熱海土木事務所内に有する者。又は、同地域に自社所有、若しくは自社が出資するアスファルトプラントを有する者。(当該業種の入札及び請負契約に関する権限等の委任を受けていること)
(5) 入札参加資格条件における同種工事の施工実績	平成15年4月1日以降(完成し引渡し済みのもの)に、国、地方公共団体又は特殊法人等(特殊法人とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(施行令第1条)」に定める法人とする。)が発注したアスファルト舗装工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20パーセント以上の

	<p>ものに限る。なお、静岡県又は静岡県道路公社発注工事での施工実績に係る工事成績評定が 64 点以下の場合、参加資格条件における同種工事の施工実績として認めない。</p> <p>○参加資格条件における同種工事の施工実績を確認できる以下の書類を、入札後に提出する入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)に添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告「共通事項」2-2 に記載されているもの ・当該工事の概要が記された設計図書の写し等(必要な場合)
<p>(6) 入札参加資格条件における、右に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に(専任で)配置できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年 4 月 1 日以降(完成し引渡し済みのもの)に、1-5(5)の工事と同種の工事の施工経験を有する者。 ・入札執行日以前に 3 か月以上の雇用関係があること(専任の技術者を条件とする場合、専任の技術者は請負金額 3,500 万円(建築一式工事は 7,000 万円)以上の場合必要。なお、専任の技術者のうち主任技術者にあつては、適正な施工が確保されつつ一定の条件を満たす場合、発注者の判断により、他工事の主任技術者(専任を含む)との兼務が可能となる場合がある。(以下、本公告及び入札公告「共通事項」において同じ。)) ・監理技術者資格者証(舗装)の交付を受けている者で監理技術者講習を受講した者(下請契約の合計が 4,000 万円(建築一式工事の場合は 6,000 万円)以上の場合には監理技術者を条件とする)) ・配置予定技術者は、据付現場での監理(又は主任)技術者とする。(工事製作がある場合) ・営業所の専任技術者ではないこと <p>○参加資格条件における同種工事の施工経験をj確認できる以下の書類を添付すること。(施工経験を条件とする場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告「共通事項」2-2 に記載されているもの ・当該工事の概要が記された設計図書の写し等(必要な場合)
<p>(7) 技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任できること。</p>	<p>1-8 の入札日程に記載する開札日の翌日から起算して 20 日目から専任で配置できること。(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)</p>
<p>(8) 当該工事の舗設に関する施工体制として、右に掲げる施工体制を取れること。</p>	<p>○当該工事の舗設に関する施工体制として、特記仕様書に定めるもののほか以下(1)又は(2)のいずれかの施工体制をとれ、かつ、(3)の条件をみたすこと。ただし、特殊舗装機械を使用する工事においては、この限りではない。</p> <p>(1) 自社のみの施工 自社のみの施工とは、自社雇用の職長その他、オペレーター、スクリードマン、レーキマンなどの特殊な技能を持つ技能者(一般作業員は除く)が 1 名以上従事する施工体制をいう。</p> <p>(2) 下請を含む施工体制 自社及び下請会社(連結決算を行なっている子会社又は完全協力会社に限る。)の雇用している職長その他、オペレーター、スクリードマン、レーキマンなどの特殊な技能を持つ技能者(一般作業員は除く)を 1 名以上含む施工体制をとれるものとする。なお、完全協力会社とは、直近 3 か年度(当該年度可)連続して各年度 2 回以上のアスファルト舗装工事(官公庁発注工事)*1 において下請契約を行なっている恒常的な協力会社にある会社をいう。</p> <p>(3) 1 級を含む 2 名以上の舗装施工管理技術者((社)日本道路建設業協会登</p>

	<p>録)を自社雇用していること。かつ、自社雇用している舗装施工管理技術者を舗装に関する工事(表層工、路盤工等)の施工期間において専任で配置できること。</p> <p>*1 官公庁発注工事とは、国、地方公共団体、特殊法人又は道路公社発注工事をいう。</p>
(9) 舗設機械の確保	<p>下記の舗設機械を所有又は長期(当該工事の工期を含む6か月以上)のリースにより確保しているもの及び下請がある施工体制の場合、その下請会社(連結決算を行なっている子会社又は完全協力会社)が下記の建設機械を所有又は長期(当該工事の工期を含む6か月以上)のリースにより確保できること。なお、完全協力会社とは、直近3か年度(当該年度可)連続して各年度2回以上のアスファルト舗装工事(官公庁発注工事)*1において下請契約を行なっている恒常的な協力会社にある会社をいう。</p> <p>○アスファルトフィニッシャー ○マカダムローラー ○タイヤローラー</p> <p>*1 官公庁発注工事とは、国、地方公共団体、特殊法人又は道路公社発注工事をいう。</p>
(10) その他の条件	入札公告「共通事項」2-1に記載のとおり

1-6 技術資料

(1) 提出方法	<p>入札前に提出する技術資料は、1-8の入札日程に記載する入札参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)と同様とする。</p> <p>入札後に提出する技術資料は、資格確認資料と同様とする。</p>
(2) 提出期間	<p>入札前に提出する技術資料は、資格確認申請書と同様とする。</p> <p>入札後に提出する技術資料は、資格確認資料と同様とする。</p>
(3) 技術資料の内容	<p>ア 入札前に提出する技術資料は以下のとおりとする。また、以下に記した様式とは別に、様式-4-1～様式-7の根拠となる添付書類(以下「根拠書類」という。)については、開札の結果、落札候補者になった者のみが提出する。</p> <p>(ア) 技術資料 表紙(様式-1) (イ) 評価点確認申請書(様式-2) (ウ) 企業の施工実績等(様式-4-1) (エ) 配置予定技術者の資格・施工経験等(様式-5-1) (オ) 継続教育(CPD、CPDS)の取組状況(様式-6) (カ) 地域貢献等の実績(様式-7)</p> <p>イ 技術資料の作成上の注意事項</p> <p>【評価点確認申請書】(様式-2)</p> <p>a 様式の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価項目のうち、施工の信頼性に係る「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」及び「企業の地域貢献度」について、評価項目の各様式に基づいた評価点を申請する。ただし、「企業の施工能力」のうち工事成績評定の評価点は、静岡県道路公社及び静岡県の建設事務総合システム(静岡県交通基盤部、経済産業部、経営管理部、くらし・環境部、文化・観光部、企業局等の発注工事)に登録された過去3か年度の平均点(当該工事の発注業種と同業種)で評価するので、記載する必要はない。なお、様式-2の申請点に誤りがあった場合は、評価項目の各様式に記載されている内容や根拠書類に関係なく、本来の評価より自己申請が低い場合は修正を行わず、自己申請が高い場合のみ本来の評価に下方修正する。

【企業の施工実績等】（様式-4-1）

a 様式の記載について

- ・評価項目における施工実績は、平成 15 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完成し、引渡しが完了した工事の中から 1 件記載する。
- ・次に示す評価項目における施工実績がある場合は、様式-4-1 に記載すること。

同種工事	国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した交通規制(全面通行止を除く)を伴う工事で、切削オーバーレイ工を行い、かつ、施工面積 A=6,000 m ² 以上のアスファルト舗装工事を元請として施工した実績
類似工事	—

- ・共同企業体としての施工実績及び表彰は、出資比率 20%以上のものに限定する。
- ・災害協定は静岡県道路公社との協定を対象とし、活動実績(工事)についても静岡県道路公社との協定に基づくものとする。なお、「災害協定の締結あり」とは、平成 30 年 3 月 31 日時点で各々建設業協会と締結している「災害応急対策協力者名簿」に記載のある者とする。
- ・建設機械の所有とは、平成 30 年 3 月 31 日時点で、静岡県道路公社との災害協定を締結している者(上記項目を参照)のうち、建設業法に基づく経営事項審査で認定する建設機械(ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー、移動式クレーン、大型ダンプ又はモーターグレーダー)を 3 台以上有する(自社所有又は長期リースにより保有)者とする。

b 根拠書類について

- ・評価項目における施工実績で記載した工事が静岡県又は静岡県道路公社発注工事の場合は、その工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、その工事成績評定が 64 点以下のものは工事実績として認めない。
- ・記載した工事が、評価項目における評価基準に該当していることが確認できる資料(契約書の写し、契約図面の写し等)を添付すること。ただし、当該工事が平成 15 年 4 月 1 日以降に完成したもので、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事成績情報サービス(CORINS)に登録されており、技術資料提出時にその内容により施工実績の内容が確認できる場合には、登録内容確認書(工事実績)の写しにより代えることができる。
- ・平成 28 年度から平成 29 年度までに静岡県道路公社又は静岡県が実施する「優良工事等表彰」を受けている場合は、表彰状の写しを添付すること。
- ・平成 30 年 3 月 31 日までに ISO9001 若しくは 14001 又はエコアクション 21 の認証を取得している場合は、認証取得を証する書類の写しを添付すること。
- ・平成 15 年度以降に静岡県交通基盤部(旧組織含む)又は静岡県道路公社が発注した工事において ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱い工事を実施している場合(工事完成までにこの取扱いを中止した工事を除く)は、ISO9001 認証取得活用監督業務等承認通知

書の写し等、実績を証明できる書類を添付すること。

- 平成 25 年度から平成 29 年度において、静岡県道路公社との協定に基づく活動実績がある場合は、出動要請書及びその災害応急対策工事完了報告書の写しを添付すること。

【配置予定技術者の資格・施工経験等】（様式-5-1）

a 様式の記載について

- 配置を予定する主任（監理）技術者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。ただし、当該工事を共同企業体で受注するとき、代表構成員及びその他構成員ともに配置予定技術者が複数申請された場合は、資格及び施工経験の評価については代表構成員の合計点が最も低い配置予定技術者を評価対象とし、表彰実績及び継続教育の評価については代表構成員並びにその他構成員各社の最も合計点が低い技術者の中で、評価が優位な技術者を評価対象とする。（複数申請する場合は、様式-5-1 を複写して使用する。）また、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等に限る。
- 評価項目における施工経験は、主任（監理）技術者として、平成 15 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完成し、引渡しが完了した工事を記載する。
- 次に示す評価項目における施工経験がある場合は、様式-5-1 に記載すること。

同種工事	国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した交通規制(全面通行止を除く)を伴う工事で、切削オーバーレイ工を行い、かつ、施工面積 A=6,000 m ² 以上のアスファルト舗装工事を元請として施工した実績
類似工事	—

- 共同企業体としての施工経験は、出資比率 20%以上のものに限る。
- 「静岡県低入札価格調査制度実施要領」による補助技術者としての施工経験は評価対象としない。

b 根拠書類について

- 配置予定技術者の資格を証明する資料を添付すること。
- 評価項目における施工経験に記載した工事が静岡県又は静岡県道路公社発注工事の場合は、その工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、その工事成績評定が 64 点以下のものは施工経験として認めない。
- 記載した工事が、評価項目における評価基準に該当していることが確認できる資料(契約書の写し、契約図面の写し、主任技術者等通知書の写し等)を添付すること。ただし、当該工事が平成 15 年 4 月 1 日以降に完成したもので、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス(CORINS)に登録されており、技術資料提出時にその内容により施工経験の内容が確認できる場合には、登録内容確認書(工事実績)の写しにより代えることができる。
- 平成 25 年度から平成 29 年度に静岡県道路公社又は静岡県が実施す

る「優良技術者表彰」を受けている場合は、表彰状の写しを添付すること。

【継続教育 (CPD、CPDS) の取組状況】 (様式-6)

a 様式の記載について

- ・評価対象は建設系 CPD 協議会加盟団体のうち、下表の 18 団体とし、各団体設定の 1 年間の推奨単位以上の単位取得がある場合に加点評価する。
- ・これらの中から該当する継続教育 (1 団体) について記載する。
- ・配置予定技術者を複数申請する場合は、様式-6 を複写して使用する。なお、この場合全ての配置予定技術者が推奨単位以上の単位取得がなければ評価しない。
- ・当該工事を共同企業体で発注している場合は、代表構成員又はその他構成員いずれかの配置予定技術者を評価対象とする。

団体名	年間推奨単位
(公社) 空気調和・衛生工学会	50 ポイント
(一財) 建設業振興基金	12 認定時間
(一社) 建設コンサルタント協会	50 単位
(一社) 交通工学研究会	50 単位
(公社) 地盤工学会	50 単位
(一社) 全国測量設計業協会連合会	20 ポイント
(一社) 全国上下水道コンサルタント協会	50 単位
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット
(一社) 全日本建設技術協会	25 単位
(公社) 土木学会	50 単位
(一社) 日本環境アセスメント協会	50 単位
(公社) 日本技術士会	50CPD 時間
(公社) 日本造園学会	50 単位
(公社) 日本都市計画学会	50 単位
(公社) 農業農村工学会	50 CPD
(公社) 日本建築士会連合会	12 認定時間
(一社) 森林・自然環境技術者教育会	20CPD 時間
土質・地質技術者生涯学習協議会	50CPD 時間

b 根拠書類について

- ・各団体が発行する取得単位の証明書の写しを添付すること。(推奨単位未満の場合は不要)
- ・証明書の単位取得期間については、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのうち、任意の 1 年間とする。取得単位が年度で証明される団体においては、平成 28 年度又は平成 29 年度とする。なお、下記のいずれかに該当する場合は評価の対象とならないので注意すること。
 - ・取得単位が 1 年間の推奨単位未満
 - ・証明書の単位取得期間が 1 年間を超える場合や、1 年間に満たない場合
 - ・証明書の単位取得期間が 1 年間であっても平成 28 年 4 月 1 日より前の日を含む場合
 - ・証明書の単位取得期間が 1 年間であっても平成 30 年 3 月 31 日を

超える日を含む場合

- ・取得単位が年度で証明される団体で、平成 27 年度又は平成 30 年度の証明の場合

【地域貢献等の実績】（様式-7）

a 様式の記載について

- ・地域貢献活動は、平成 29 年度に実施した、静岡県内における公共土木施設（河川・海岸・砂防設備・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園）の美化活動や環境保全活動で、企業としての自発的な取組や協会員としての活動実績又は「一社一村しずおか運動」に基づく活動実績について記載する。なお、公共土木施設とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第 1 条に規定する上記に示す 11 施設とする。又、「しずおかアダプトロードプログラム」、静岡県における「リバーフレンドシップ制度」に基づく活動も含む評価とする。
- ・業務委託の受注実績は、静岡県道路公社が発注し、平成 28 年度又は平成 29 年度に完成した業務委託とし、引渡しが完了した業務委託を評価する。評価対象とする業務委託は、「道路維持業務委託（小破修繕）、道路維持業務委託（舗装修繕）及び道路維持業務委託（除雪等）」とする。
- ・雇用実績は、県内居住者（雇用後に県内居住者となったものを含む）を雇用し、技術資料提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。
- ・評価の対象となる「新卒者」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第一条で定める中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、大学院若しくは高等専門学校等又は第二百二十四条で定める高等専修学校若しくは専門学校並びに、静岡県浜松、清水又は沼津技術専門校の普通職業訓練普通課程を、平成 28 年度中又は平成 29 年度中に卒業し、平成 30 年 3 月 31 日までに雇用された者とする。
- ・新規雇用は、平成 29 年度の雇用とする。

b 根拠書類について

- ・地域貢献活動は、公的機関若しくは町内会長の押印等による証明書類、感謝状、新聞記事、地域情報紙により実施を確認する。また、建設業協会等が主催する活動については、協会員として参加したことを証明できる資料で確認する。なお、新聞記事や地域情報紙は、実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。
- ・労働福祉の状況における根拠書類は、次に示す書類の写しを提出すること。

【新卒者雇用の根拠書類について】

- ・卒業を証明する根拠書類として、「卒業証書」の写し又は「卒業証明書」の写しを添付すること。ただし、静岡県立浜松、清水又は沼津技術専門校の場合は、根拠書類として、「技能照査合格証」の写しを添付すること。
- ・雇用を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」の写し又は「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」の写しを添付すること。
- ・県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運

	<p>転免許証」の写しを提出すること。(住民票は、技術資料提出日が属する月の3か月前の月初め1日以降に発行され、個人番号(マイナンバー)の記載のないものの写し)</p> <p>【新規雇用の根拠書類について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」の写し又は「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」の写しを添付すること。 ・県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを提出すること。(住民票は、技術資料提出日が属する月の3か月前の月初め1日以降に発行され、個人番号(マイナンバー)の記載のないものの写し) <p>【障害者雇用企業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠書類として、平成30年3月31日時点で有効期間内の「障害者雇用企業審査結果通知書」の写しを添付すること。 <p>【静岡県次世代育成支援企業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠書類として、平成30年3月31日時点で有効期間内の「静岡県次世代育成支援企業認証書」の写しを添付すること。 <p>※技術資料に添付する根拠書類のうち、資格確認資料の添付資料と同一のものは省略できる。</p>
--	--

1-7 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点するものとする。

ア 企業の施工能力について

評価項目	評価基準	配点	最大得点
平成15年4月以降の同種類似工事の施工実績の有無*1	同種工事の実績あり*2	1.0	1.0
	類似工事の実績あり*3	0.5	
	その他	0.0	

*1 平成15年4月1日から技術資料提出日までに完成し、引渡し完了した工事を評価対象とする。

同種工事*2	1-6の技術資料における(3)技術資料の内容におけるイ技術資料の作成上の注意事項の【企業の施工実績等】(様式4-1)のa様式の記載について記載されている同種工事と同じ実績
類似工事*3	1-6の技術資料における(3)技術資料の内容におけるイ技術資料の作成上の注意事項の【企業の施工実績等】(様式4-1)のa様式の記載について記載されている類似工事と同じ実績

注) 当該工事をJV(特定・経常)で実施する場合は、代表構成員を評価対象とする。

注) JV(特定・経常)の施工実績は、出資比率20%以上であれば評価対象となる。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
過去3か年度における工事成績評定点の平均点*1	82点以上	3.0	3.0
	79点以上82点未満	1.5	
	79点未満	0.0	
	過去3か年度において64点以下の工事成績がある場	-1.0	

	合は得点を減点する		
--	-----------	--	--

*1 工事成績は静岡県道路公社及び静岡県の建設事務総合システム(静岡県交通基盤部、経済産業部、経営管理部、くらし・環境部、文化・観光部、企業局の発注工事)に登録された工事の過去3か年度(平成27年度に完成した最終契約金額500万円以上の工事、平成28年度又は平成29年度に完成した当初契約金額500万円以上の工事)の平均点(当該工事の発注業種と同業種)で評価する。また、当該業種の成績評定点がない場合は、加点评価しない。

注) 当該工事をJV(特定・経常)で実施する場合は、代表構成員及びその他構成員の平均とする。代表構成員及びその他構成員に過去3か年度の工事成績評定点がない場合であっても、平均点算出の対象とする。

注) 特定JVで発注された工事は、代表構成員にのみ成績評定点の実績が与えられる。特定JVにおける代表者構成員以外のその他構成員としての成績や、経常JVにおける代表構成員及びその他構成員としての成績は、評価対象としない。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
過去2か年度における優良工事等表彰の有無*1	静岡県道路公社理事長又は静岡県の部長表彰の実績あり*2	1.0	1.0
	静岡県の出先事務所長表彰の実績あり*3	0.5	
	表彰の実績なし	0.0	

*1 平成28年度又は平成29年度の表彰(表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事)とする。表彰対象は静岡県道路公社の優良工事表彰・道路公社感謝表彰又は静岡県が行うもので、優良工事表彰・安全工事表彰・地域貢献表彰を対象(交通基盤部、経営管理部、くらし・環境部、経済産業部、企業局)とする。

*2 企業局の局長表彰は、部長表彰に相当するものとして評価する。

*3 営繕関連工事の理事表彰は、出先事務所長表彰に相当するものとして評価する。

注) 当該工事をJV(特定・経常)で実施する場合は、代表構成員又はその他構成員のいずれかを評価対象とする。

注) JV(特定・経常)の表彰実績は、出資比率20%以上であれば評価対象となる。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001若しくはISO14001、又はエコアクション21の認証を取得している。*1	1.0	2.0
	認証を取得していない。	0.0	
	平成15年度以降にISO9001を活用した監督業務による工事を実施した企業には更に加点する。*2	+1.0	

*1 平成30年3月31日時点でISO若しくはエコアクション21の認証取得がある場合(有効期間内のもの)を評価対象とする。

*2 平成15年度以降に静岡県交通基盤部(旧組織含む)又は静岡県道路公社が発注した工事において、ISO9001を活用した監督業務による工事实績がある場合(工事完成までにこの取扱を中止した工事は除く)は、平成30年3月31日までに完成し、引渡しが完了した工事を評価対象とする。

注) 当該工事をJV(特定・経常)で実施する場合は、代表構成員又はその他構成員のいずれかを評価対象とする。

注) JV(特定・経常)の施工実績は、出資比率20%以上であれば評価対象となる。

イ 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	最大得点
------	------	----	------

技術者の資格	1 級土木施工管理技士又は同等の資格*1	2.0	2.0
	2 級土木施工管理技士(種別:「土木」)又は 2 級建設機械施工技士	1.0	
	その他	0.0	

*1 次に示す資格を同等の資格とする。

同等の資格	技術士建設部門、技術士総合技術監理部門(建設)、1 級建設機械施工技士
-------	-------------------------------------

注) 当該工事を JV(特定・経常)で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
平成 15 年 4 月以降の主任(監理)技術者としての施工経験の有無*1	主任(監理)技術者として	同種工事の経験あり*3	2.0
		類似工事の実績あり*4	1.0
	現場代理人として*2	同種工事の経験あり*3	1.0
		類似工事の実績あり*4	0.5
	その他		0.0

*1 平成 15 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完成し、引渡し完了した工事を評価対象とする。

*2 配置予定技術者が現場代理人としての経験を有する場合に評価対象とする。

同種工事*2	1-6 の技術資料における(3)技術資料の内容における イ 技術資料の作成上の注意事項の【配置予定技術者資格・施工経験等】(様式 5-1)の a 様式の記載について記載されている同種工事と同じ実績
類似工事*3	1-6 の技術資料における(3)技術資料の内容における イ 技術資料の作成上の注意事項の【配置予定技術者資格・施工経験等】(様式 5-1)の a 様式の記載について記載されている類似工事と同じ実績

注) 当該工事を JV(特定・経常)で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注) JV 工事(特定・経常)の施工経験は、出資比率 20%以上であれば評価対象となる。

注) 「静岡県低入札価格調査制度実施要領」による補助技術者としての施工経験は評価対象としない。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
過去 5 か年度における優良技術者表彰の有無*1	静岡県道路公社理事長又は静岡県の部長表彰の実績あり*2	2.0	2.0
	静岡県の出先事務所長表彰の実績あり*3	1.0	
	表彰の実績なし	0.0	

*1 平成 25 年度から平成 29 年度の表彰(表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事)とする。表彰対象は、静岡県道路公社又は静岡県(交通基盤部、経営管理部、くらし・環境部、経済産業部、企業局)が行う優良技術者を対象とする。

*2 企業局の局長表彰は、部長表彰に相当するものとして評価する。

*3 営繕関連工事の理事表彰は、出先事務所長表彰に相当するものとして評価する。

注) 当該工事を JV(特定・経常)で実施する場合は、代表構成員又はその他構成員いずれかの配置予定技術者を評価対象とする。

注) JV 工事(特定・経常)の施工経験は、出資比率 20%以上であれば評価対象となる。

注) 「静岡県低入札価格調査制度実施要領」による補助技術者としての施工経験は評価対象としない。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
継続教育 (CPD, CPDS) の取組状況(*1)	継続教育の証明あり (各団体推奨単位以上取得)	1.0	1.0
	継続教育の証明なし又は各団体推奨単位未満の取得	0.0	

*1 建設系 CPD 協議会加盟団体のうち、推奨単位を設定している団体の継続教育を評価する。平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのうち、任意の 1 年間において、各団体設定の 1 年間の推奨(目標)単位以上を取得している場合を評価する。

注) 当該工事を JV(特定・経常)で実施する場合は、代表構成員又はその他構成員いずれかの配置予定技術者を評価対象とする。

注) 配置予定技術者を複数申請する場合、全ての配置予定技術者が推奨単位以上の単位取得がなければ評価しない。

ウ 企業の地域貢献度等について

評価項目	評価基準	配点	最大得点
企業の地理的条件	伊東市、伊豆の国市又は伊豆市に主たる営業所あり	1.0	1.0
	その他	0.0	

注) 当該工事を JV(特定・経常)で実施する場合、代表構成員又はその他構成員のいずれかを評価対象とする。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
過去 5 か年度の災害協定に基づく活動実績の有無*1 及び有事の際の備え	災害協定の締結あり*2	0.5	1.5
	発注機関における活動実績あり*3	+0.5	
	建設機械所有*4	+0.5	
	災害協定の締結なし	0.0	

*1 平成 25 年度から平成 29 年度とする。

*2 災害協定は静岡県道路公社との協定を対象とし、活動実績についても静岡県道路公社との協定に基づくものとする。なお、「災害協定の締結あり」とは、平成 30 年 3 月 31 日時点で各建設業協会と締結している「災害応急対策協力者名簿」に記載のあるものとする。

*3

+0.5 加点となる発注機関*3	発注機関(静岡県道路公社)
------------------	---------------

*4 災害応急対策協力者名簿に記載のある者のうち、平成 30 年 3 月 31 日時点で、建設業法に基づく経営事項審査で認定する建設機械(ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー、移動式クレーン、大型ダンプ又はモーターグレーダー)を 3 台以上有する(自社所有又は長期リースにより保有)ものとする。

注) 当該工事を JV(特定・経常)で実施する場合、代表構成員又はその他構成員のいずれかを評価対象とする。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
前年度の地域貢献活動実績の有無*1	活動の実績あり*2	0.5	1.0
	活動の実績なし	0.0	

*1 地域貢献活動は、平成 29 年度に実施した、静岡県内における公共土木施設(河川・海岸・砂防設備・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園)の美化活動や環境保全活動で、企業としての自発的な取り組みや協会としての活動実績又は「一社一村しずおか運動」に基づく活動実績を評価する。なお、公共土木施設とは公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第 1 条に規定する上記に示す 11 施設とする。

*2 「しずおかアダプトロードプログラム」、静岡県内における「リバーフレンドシップ制度」に基づく活動も含む評価とする。

注) 当該工事を JV(特定・経常)で実施する場合は、代表構成員又はその他構成員のいずれかを評価

対象とする。

評価項目	評価基準	配点	最大得点
過去 2 か年度の業務委託の受注実績*1	受注実績あり	1.0	1.0
	受注実績なし	0.0	

*1 静岡県道路公社が発注し、平成 28 年度又は平成 29 年度に完成した業務委託とし、引渡しが完了した業務委託を評価対象とする。評価対象とする業務は、「道路維持業務委託(小破修繕)、道路維持業務委託(舗装修繕)、道路維持業務委託(除雪等)」とする。

注) 当該工事を JV(特定・経常)で実施する場合は、代表構成員又はその他構成員のいずれかを評価対象とする。

評価項目	評価基準	配点	最大得点	
労働福祉の状況	雇用実績*1	新卒者雇用の実績あり*2	1.0	1.0
		新規雇用の実績あり*3	0.5	
		実績なし	0.0	
	障害者雇用企業として名簿(静岡県経済産業部)に登録*4	0.5	0.5	
	該当なし	0.0		
	静岡県次世代育成支援企業認証制度による認定*4	0.5	0.5	
該当なし	0.0			

*1 雇用実績は、県内居住者(雇用後に県内居住者となったものを含む)を雇用し、技術資料提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。

*2 評価の対象となる「新卒者」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第一条で定める中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、大学院若しくは高等専門学校等又は第二百二十四条で定める高等専修学校若しくは専門学校並びに、静岡県立浜松、清水又は沼津技術専門校の普通職業訓練普通課程を平成 28 年度中又は平成 29 年度中に卒業し、平成 30 年 3 月 31 日までに雇用された者とする。

*3 評価の対象となる「新規雇用」とは、前年度平成 29 年度の雇用とする。

*4 評価の対象は、平成 30 年 3 月 31 日時点で有効期間内のもの。

注) 当該工事を JV(特定・経常)で実施する場合は、代表構成員又はその他構成員のいずれかを評価対象とする。

最大得点合計 : 20.0 点

(2) 総合評価の方法

ア 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。

なお、標準点を 100 点とし、加算点の最高点数を 20 点とする。したがって、上記(1)「入札の評価に関する基準」によって得られた評価点(得点)に 20/20 を乗じて加算点を算出する。(小数点以下 2 位止め(3 位を四捨五入))

$$\text{加算点} = (\text{評価点の合計}) \times \{ (\text{加算点の最高点数}) / (\text{評価点の最高点数}) \}$$

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札参加者の入札価格で除し、1,000 を乗じて得た評価値をもって行う。評価値の計算において入札価格は千円単位とし、1,000 円未満の数値は小数点以下で扱う。

ただし、入札価格が調査基準価格(※1)を下回った場合は、当該入札参加者の評価点が入札参加者の平均点以上の場合は入札価格で評価値を算出し、当該入札参加者の評価点が入札参加者の平均点を下回っている場合は調査基準価格で評価値を算出する。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \{[(標準点) + (加算点)] / (\text{入札価格})\} \times 1,000 \\ &= \{(\text{技術評価点}) / (\text{入札価格})\} \times 1,000 \end{aligned}$$

※1：「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第3条に定める調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち(2)「総合評価の方法」により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札候補者とする。(評価値は、小数点以下4位止め(5位を四捨五入)とする。このとき、同じ評価値がある場合は、評価値に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。)

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは(ア)、(イ)の要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札候補者としてすることがある。

(ア)入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ)評価値が、標準点(100点)を予定価格(千円単位)で除し1,000を乗じた数値を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、**評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者の入札価格が最も低い者を落札候補者とする。**ただし、**評価値が最も高く、かつ、入札価格が最も低い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。**

ウ 入札後に落札候補者から提出された資格確認資料により、参加資格要件の詳細な確認を行う。その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、次順位者を落札候補者とし、資格確認資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

エ 入札後に落札候補者から提出された技術資料の根拠書類により、評価項目の詳細な確認を行う。その結果、評価項目の要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。評価項目の要件を満たしていないと確認した場合は、次順位者を落札候補者とし、技術資料の根拠書類の提出を求めることがある。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

(4) 評価内容の担保

受注者の責により入札時の技術資料により提案した内容(「配置予定技術者」、「自社工場における製作」、「登録基幹技能者の配置」等)が履行できない場合は、工事成績評定を不履行の項目ごとに5点減ずることとする。

1-8 入札日程

入札前の資格確認申請書の提出	公告の日の翌日から平成30年8月6日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く) <電子入札システムの場合> 午前9時から午後4時まで <持参の場合> 午前9時から午後4時まで(資格確認申請書は、各2部(正本1部、副本1部)及び長3号封筒(簡易書留料金を含む切手392円貼付)を併せて契約条項を示す場所に持参) ※提出資料については、入札公告「共通事項」参照	入札公告「共通事項」2-2
入札参加資格の確認通知	平成30年8月21日(火)までに電子入札システムにより通知する(持参の場合は郵送により通知する)	
入札前の参加資格	通知を受けた日から平成30年8月24日(金)まで(土曜日、日曜日)	入札公告「共通事項」

確認で入札参加資格がないと認められた者の説明請求期限	及び祝日を除く) <電子入札システムの場合> 午前9時から午後4時まで ※電子入札システムの場合は、送信後に静岡県道路公社総務部総務課まで電話連絡を行うこと。(Tel:054-254-3421) <持参の場合> 午前9時から午後4時まで(契約条項を示す場所)	事項」2-4
上記の回答期限	平成30年8月30日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)	入札公告「共通事項」2-4
設計書及び図面(以下「設計図書等」という。)の交付	平成30年7月27日(金)から平成30年8月30日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く) 金抜き設計書及び特記仕様書等 (PPI又は静岡県道路公社ホームページに掲載する。) 図面 (PPI又は静岡県道路公社ホームページに掲載及び1-9に示す方法により交付)	入札公告「共通事項」2-3
図面の縦覧(貸出)期間	公告の日の翌日から平成30年8月30日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後4時まで	入札公告「共通事項」2-3
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日の翌日から平成30年8月22日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く) <電子入札システムの場合> 期間内の午前9時から午後4時まで <持参の場合> 期間内の午前9時から午後4時まで	入札公告「共通事項」2-3
上記の回答書縦覧等期間	平成30年8月28日(火)から平成30年8月30日(木)まで	入札公告「共通事項」2-3
入札書等受付期間 入札書等の提出	<電子入札システムの場合> 平成30年8月29日(水)から平成30年8月30日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く) 期間内の午前9時から午後4時まで <持参の場合> 開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状(代理人の場合)、入札参加資格確認通知書、 入札価格(工事費)内訳表及び工事費積算資料	入札公告「共通事項」2-5
入札価格(工事費)内訳書	工事の入札における全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。 また、入札後12か月以内に、執行機関の必要に応じ、より詳細な項目を記載した内訳書を提出する。	入札公告「共通事項」2-6
開札日時	平成30年8月31日(金) 午前9時00分	入札公告「共通事項」2-7
入札後に行う資格確認資料の提出	開札の日から平成30年9月4日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)(次順位者以降の者の期日は別途指示する。) <電子入札システムの場合> 午前9時から午後4時まで ※電子入札システムの場合は、送信後に静岡県道路公社総務部総務課まで電話連絡を行うこと。(Tel:054-254-3421)	入札公告「共通事項」2-2

	<持参の場合> 午前9時から午後4時まで(契約条項を示す場所)	
入札後の参加資格 確認で資格がない と認められた者の 請求期限	通知を受けた日から平成30年9月10日(月)まで(土曜日、日曜日 及び祝日を除く)(次順位者以降の者の期日は別途指示する。) 午前9時から午後4時まで(契約条項を示す場所に提出すること。)	入札公告「共通 事項」2-4
上記の回答期限	平成30年9月17日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)	入札公告「共通 事項」2-4

※紙による申請等は発注機関の承認が必要

1-9 設計図書等の交付方法

<p>1 設計図書等の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則PPIにより交付する。 <p>2 設計図書等の縦覧・貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約条項を示す場所で縦覧・貸出を行う。
--

1-10 設計図書等に関する質問に対する回答

<p>電子入札システムに回答を掲載する。</p> <p><縦覧の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約条項を示す場所で縦覧を行う。

1-11 その他

調査基準価格の設定	調査基準価格の設定 有 調査基準価格及び契約しない基準値の補正 無
前払金	請負代金の60%以内(ただし中間前払金20%を含む)
部分払	請負代金が100万円以上2,000万円未満は2回以内、 2,000万円以上5,000万円未満は3回以内、5,000万 円以上は4回以内とする。
契約書作成	要
工程表の提出	要
工事工程月報	要
ISOを活用した監督業務	適用可
現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面
火災保険付保の要否	否
当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該 工事の請負契約の相手方との随意契約により締結す る予定の有無	無

入 札 公 告

(総合評価落札方式(簡易Ⅱ事後確認型)入札後審査型・共通事項)

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

<p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しないこと。</p>
<p>静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。(認定業種は入札公告(総合評価落札方式(簡易Ⅱ事後確認型)入札後審査型・個別事項)(以下「個別事項」という。)に記載)</p>
<p>建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく許可を受けている者であること。(許可の種類は入札公告「個別事項」に記載)</p>
<p>入札参加資格確認申請書(入札後審査様式第2号、以下「資格確認申請書」という。)の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成元年8月29日付け管第324号)に基づく入札参加停止を受けていないこと。</p>
<p>静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領(平成5年8月1日施行)に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。</p>
<p>会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。</p>

2-2 入札参加資格の確認

- (1)この入札の参加希望者は、資格確認申請書を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に、入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。
- (2)この入札の参加希望者は、入札前に、総合評価落札方式の技術資料(以下「技術資料」という。)のうち様式-4-1から様式-7の根拠となる添付書類(以下「根拠書類」という。)を除いたものを作成のうえ提出し、総合評価における、実績等の評価項目の基本的な確認を受けなければならない。また、開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に、技術資料の様式-4-1から様式-7に関する根拠書類を提出し、総合評価における実績等の評価項目の詳細な確認を受けなければならない。
- (3)資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料の提出は、原則静岡県電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量により電送できない場合や紙媒体による提出については発注者の承諾(紙入札方式参加申請書(静岡県公共事業電子入札運用基準 様式4)を提出)を得た場合は、持参することができる。
- (4)入札参加資格の確認等

ア 入札参加資格確認基準日	資格確認申請書の提出期限の日
イ 資格確認申請書	入札後審査様式第2号
ウ 技術資料	入札公告「個別事項」に記載
エ 入札前に行う入札参加資格の確認	提出期限までに資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
オ 入札後に行う入札参加資格の詳細な確認	落札候補となった者は、指定する期日までに以下の資格確認資料(添付資料含む)を作成の上、指定する日時までに契約条項を示す場所へ提出すること。 (ア)様式第3号 同種工事の施工実績(入札参加条件の場合) (イ)様式第4号 配置予定技術者等の資格・工事経験 (ウ)様式第5号 許可等の状況
カ 入札前に行う評価項目の	提出期限の日までに技術資料(様式に添付する根拠書類を除く)を提出し

確認	ない者は、本入札に参加することができない。
キ 入札後に行う評価項目の詳細な確認	<p>落札候補となった者は、指定する期日までに以下の根拠書類を作成の上、指定する日時までに契約条項を示す場所へ提出すること。</p> <p>(ア)企業の施工実績(様式-4-1)の根拠書類 (イ)配置予定技術者の資格・工事経験等(様式-5-1)の根拠書類 (ウ)継続教育(CPD、CPDS)の取組状況(様式-6)の根拠書類 (エ)地域貢献等の実績(様式-7)の根拠書類</p>
ク 入札参加資格条件における同種工事の施工実績の確認(参加条件の場合)	<p>○入札参加資格条件における同種工事の施工実績を確認できる以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格条件における同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている工事の場合は、様式第3号に登録済みであることを明記した上で、契約書の写しを省略することができる。)又は工事カルテ(CORINS)の写し等 (上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告「個別事項」1-5に記載) 入札参加資格条件における同種工事の施工実績が静岡県又は静岡県道路公社発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し(完成検査合格通知書等)
ケ 入札参加資格条件における配置予定技術者等の資格・施工経験の確認(施工経験は入札参加条件とする場合)	<p>○様式第4号に1-5に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の入札参加資格条件における資格及び同種の施工経験を記載すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、他の工事に配置されている技術者が、従事している工事の完成等により本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。</p> <p>○専任を要する工事における配置予定技術者の専任を開始する日は、現場施工に着手する日が確定している場合は、明示された当該日から専任で配置できることを条件とし、現場施工に着手する日が確定していない場合は、開札日の翌日から起算して20日目(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)から専任で配置できることを条件とする。専任の終了する日は完成検査終了日とし、修補等がなく、現場における検査が終了することを条件とする。</p> <p>○専任を開始する日に、申請のあった配置予定技術者を配置できない場合やCORINS等により配置予定の技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、又は契約を解除する。契約前にあつては、入札保証金に相当する額を、契約後にあつては、契約保証金に相当する額を違約金として支払わなければならない。これらの場合、静岡県道路公社は一切の損害賠償の責を負わない。</p> <p>○他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や、従事している工事の未完成等により技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成元年8月29日付け管第324号)に基づく入札参加停止を行う場合がある。</p> <p>○配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令による免許については、免許を証する書面の写し また、配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことを証する書類

	<p>(建設業の許可申請書の様式八号(1)又は(2)の写し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該技術者との雇用関係を証する書面(健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの)の写し ・監理技術者資格者証の写し及び「監理技術者講習修了証」の写し <p>○入札参加資格条件における同種工事の施工経験を確認できる以下の書類を添付すること。(入札参加条件の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格条件における同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し(ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている工事の場合は、様式第4号に登録済みであることを明記した上で、契約書の写しを省略することができる。)又は工事カルテ(CORINS)の写し等(上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告「個別事項」1-5に記載) ・入札参加資格条件における同種工事の施工経験が静岡県又は静岡県道路公社発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し(完成検査合格通知書等)
コ 許可等の状況	様式第5号に建設業許可の状況及び経営事項審査の結果(並びに営業所の状況[県内に営業所があることを条件とする場合])、舗装施工管理技術者の在籍状況(1級を含む2名以上の舗装施工管理技術者)、アスファルトプラントに関する書類(該当者のみ)を記載すること。
サ 許可通知書の写し	建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し(資格確認申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの)(及び受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別紙又は様式第22号の2の写し等、静岡県内に営業所があることを証する書類[県内に営業所があることを参加資格条件とする場合])及びアスファルトプラントに関する書類(該当者のみ)を提出
シ 特殊技能者の従事体制及び舗設機械の保有等の状況	<p>様式第6号に特殊技能者の従事体制及び舗設機械の保有等の状況を記入すること。</p> <p>○施工体制が下請を含む施工体制の場合は以下の資料を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結決算を行っている子会社の場合 連結決算を示す資料(財務諸表の写し等) ・完全協力会社の場合 直近3か年連続して年間2回以上のアスファルト舗装工事(官発注のみ)において下請契約を行っていることが確認出来る資料(工事契約書の写し等) <p>○技能者については、当該工事で従事する可能性のあるものの氏名と所属会社名を記入すること。また、職長については、講習の受講等を証明できる資料を添付すること。</p> <p>○舗設機械については、所有の場合は車両登録の写し(車検証の写し等)、リースの場合は、リース契約書の写し(リース期間が記載されているもの)等を添付すること。</p>
ス 入札参加資格	有効な「建設工事競争入札参加資格の審査結果」通知の写し
セ 経営事項審査結果通知書の写し	建設業法27条の29第1項に規定する総合評定値通知書(審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの)の写し
ソ 舗装施工管理技術者資格者証の写し	舗装施工管理技術者の資格者証の写し

- ・資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・入札執行者は、提出された資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・提出期限後における資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出された資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料は、返却しない。
- ・提出された資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料は、公表しない。
- ・資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料に用いる言語は日本語とする。

2-3 設計図書等について

交付等の方法	入札公告「個別事項」に記載
質問	電子入札システムとする。やむを得ない場合のみ書面持参(様式自由)とする。
質問に対する回答	電送又は書面により回答し、書面の場合は契約条項を示す場所で縦覧する。

2-4 入札前の参加資格確認において、入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求められることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	電送又は契約条項を示す場所へ書面持参(様式自由)とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2-5 入札執行の場所等

入札の場所	契約条項を示す場所
入札の方法	電子入札システムによる。ただし、やむを得ない場合で発注機関の承認を得たときは書面を持参して入札できる。 <電子入札システムによる場合> 電子入札システムにより入札書・入札価格(工事費)内訳書を提出すること。 <持参による場合> 事前に発注機関の承認を得て、開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状(代理人の場合)、入札参加資格確認通知書、入札価格(工事費)内訳書を提出すること。
その他注意事項	①郵送による入札は認めない。 ②持参による場合、入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び入札価格(工事費)内訳書を提出すること。なお、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。 ③落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ④入札執行回数は、2回を限度とする。

2-6 入札価格(工事費)内訳書

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格(工事費)内訳書の提出を求める。

受付	<p><電子入札システムによる場合> 入札書等受付期間に準じる。</p> <p><持参による場合> 入札書の提出に準じる。</p>
様式	様式第9号
取扱い	入札価格(工事費)内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

2-7 開札等

開札	契約条項を示す場所において、入札事務に関係のない静岡県道路公社職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
落札者の決定方法	入札公告「個別事項」に記載
入札の無効	<p>○本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得(以下「入札心得」という。)及び(現場説明、[現場説明を行う場合])現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格(工事費)内訳書に不備があるときは、当該入札を無効とする。また、低入札価格調査に協力しないことにより無効とする場合がある。</p> <p>○低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、建設工事等競争契約入札心得第13条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。</p> <p>○入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札者とするが、入札価格が「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第11条の「契約しない場合の判断基準」に該当する場合は、当該入札を無効とする。</p> <p>○入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において入札参加資格がないと確認された者や、落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成元年8月29日付け管第324号)に基づく入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。</p> <p>○入札後に行う総合評価の評価項目の詳細な確認において、落札候補者が申請した評価点と異なる配点となった場合は、当該落札候補者のした入札を無効とすることがある。</p>

2-8 落札者とならなかった者への理由の説明

落札者とならなかった者は、入札執行者に対して自らが落札者とならなかった理由について、説明を求められることができる。

落札者とならなかった者の請求方法等	契約条項を示す場所へ書面持参(様式自由)とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2-9 不落随契

再度の入札において落札者がいない場合の随意契約への移行基準等は次のとおりとする。

移行基準	再度の入札(2回目の入札)を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下であるときは不落随契に移
------	---

	行する。
見積書を徴する者	再度の入札(2 回目入札)で有効な入札を行なった者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の 5%以下で、最高評価値であった者から見積書を徴する。

2-10 その他

入札保証金及び契約保証金	<p>①入札保証金 免除。</p> <p>②契約保証金 納付(契約金額の100分の10(低入札価格調査を受けて落札した者にあつては100分の30)以上)。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p>
契約書の作成	①契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置	<p>①本工事の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>③受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p>※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報(報告)等を怠った場合は、入札参加停止の措置を受けることがある。</p>
その他	<p>①静岡県公共事業電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の IC カードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合等、IC カードの不正使用が確認された場合には、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。</p> <p>また、契約後に IC カードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある</p> <p>②電子入札システムの障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。</p> <p>③入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。</p> <p>④落札者は、様式第 4 号に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。(専任の配置技術者が必要な工事の場合)</p> <p>⑤契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。</p> <p>⑥契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>⑦資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号)に基づく入札参加停</p>

	<p>止を行うことがある。</p> <p>⑧1-5に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。</p> <p>⑨低入札価格調査制度については、「静岡県低入札価格調査制度実施要領」及び「静岡県低入札価格調査制度実施要領の運用」によるので、別途静岡県のホームページ等で確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査を受けて落札した者にあつては、配置予定の主任技術者(監理技術者)とは別に、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者(以下「補助技術者」という。)を専任で1名現場に配置しなければならない。この場合において、主任技術者(監理技術者)及び補助技術者は、現場代理人と兼ねることができない。 ・低入札価格調査を受けて落札した者の契約保証金の取扱いについては、本公告「2-10 その他 入札保証金及び契約保証金②」参照。 <p>⑩落札決定後に静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止措置要綱(平成元年8月29日付け管第324号)に基づく入札参加停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。</p> <p>イ アにより契約を締結しない取扱いとした場合については、静岡県道路公社は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>⑪本工事の下請人については、静岡県内に建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。</p> <p>(WTO政府調達協定が適用される場合、⑪の事項は該当しない)</p> <p>⑫その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。</p>
--	--